

議案第33号

損害賠償請求事件に係る訴えの提起

上記の議案を提出する。

令和5年2月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、本案を提出する。

損害賠償請求事件に係る訴えの提起

及び

を相手方として、次のとおり訴えを提起する。

1 訴えの要旨

及びは、世田谷区に対し、連帯して、金3,340,440円及び平成31年1月16日から支払済まで年5パーセントの割合による金員（1年を365日とする日割計算）並びに本件訴えの提起に要する弁護士費用金848,172円を支払え、との判決及び仮執行の宣言を求める。

2 訴訟の目的の価額

金4,188,612円

3 訴えを提起する理由

世田谷区は、と、世田谷区は、の橋梁新設改良工事（以下「本件工事」という。）に係る工事請負契約を締結した。しかし、は世田谷区の工事監督員の合意がないまま工事を強行する等、同契約に違反したため、世田谷区は、に対して同契約の解除を通知した。

同契約の解除に際しては、同契約の規定によりが本件工事に係る工事用地等を原状に復する義務を負うところ、世田谷区はこれについて履行を求めたが、はこれに従わなかったため、世田谷区はに他の会社との原状回復工事（以下「回復工事」という。）に係る工事請負契約を締結し、本件工事に係る工事用地等の原状回復を行った。回復工事に係る工事請負契約について、世田谷区は金3,340,440円を同社に対して支出した。

その後、世田谷区は、本件工事に係る工事請負契約の規定により、に対して、回復工事に係る工事請負契約に要した費用の支払を求めたが、は未だ当該費用の支払を行っていないため、及び同社の代表取締役であり、同社の業務執行に関する全ての権限を有するに対して、訴えを提起する。